

第2章 被害の記録と経過の整理

1 被害にあわれた時の記録

1 被害発生時のこと

警察での事情聴取や裁判、役所での手続きなどで、繰り返し聞かれることがあります。思い出せることを書いておきましょう。

被害にあった時のこと、その他何か気づいたことがあれば、どんなことでもいいので、メモをしておきましょう。

なお、事件の記憶をなぞることは、精神的な苦痛を再度体験することになってしまいます。分からないことや、今は書きたくないことは、無理をして書く必要はありません。

事件・事故が起きた日時

年 月 日 () 午前・午後 時 分頃

現場の住所（※住所や大体の地図を記載しておきましょう）

住所：

地図

2 加害者に関すること

※書くことが負担になる場合は、記入する必要はありません。

裁判やその他の手続きで必要になる場合がありますので、加害者側の情報を記入しておきましょう。分からない場合は、警察官や検察官、弁護士等に聞いてみましょう。

加害者とのやり取りは、『第2章「5 加害者との記録」』（43頁）に記載しておきましょう。

※法律上では、犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者を「被疑者」、起訴された者を「被告人」と言うなど、段階によって呼び方が変わりますが、このノートでは、まとめて「加害者」としています。

●加害者

氏 名：

生年月日： 年 月 日

住 所：

連 絡 先：

●加害者の弁護士

氏 名：

法律事務所名：

事務所の住所：

連 絡 先：

2 被害後のできごとに関する記録

被害後は、初めて見聞きする手続きなどに追われ、いつどこでどんなやりとりをしたのか、日々の記憶が残っていないことも少なくありません。

被害後の出来事を時系列で簡単に書き留めておくことにより、現在の状況を自分なりに把握できるほか、後から振り返る際に役立つかもしれません。

また、その時々のお気持ちを書くことで、気持ちを整理していくことにもつながるかもしれません。

なお、被害後に関わる機関等との詳しいメモは、『第2章「3 関係機関との記録」』（29頁）に記録しましょう。

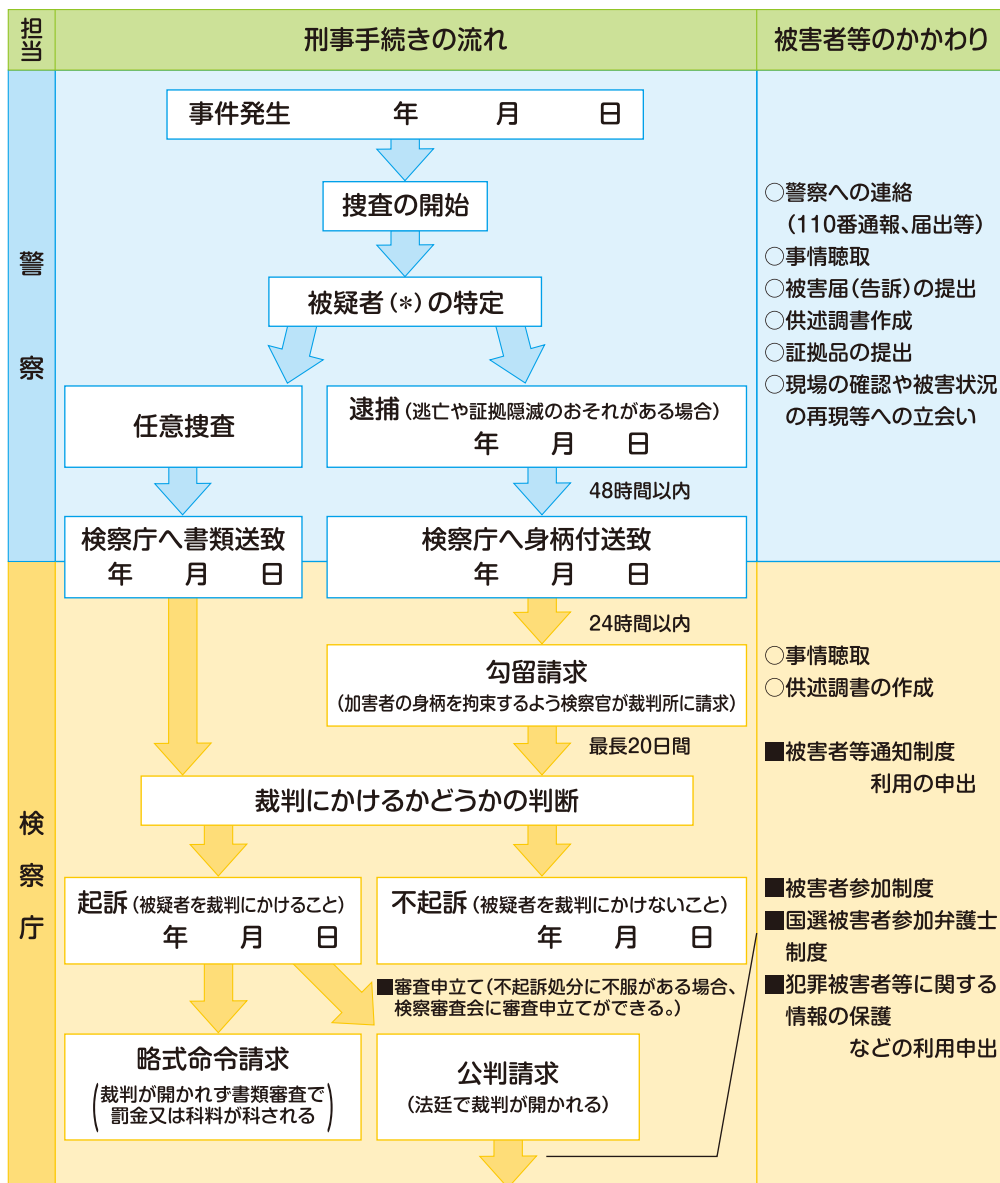
日 時	記 録

事件収束までの流れ

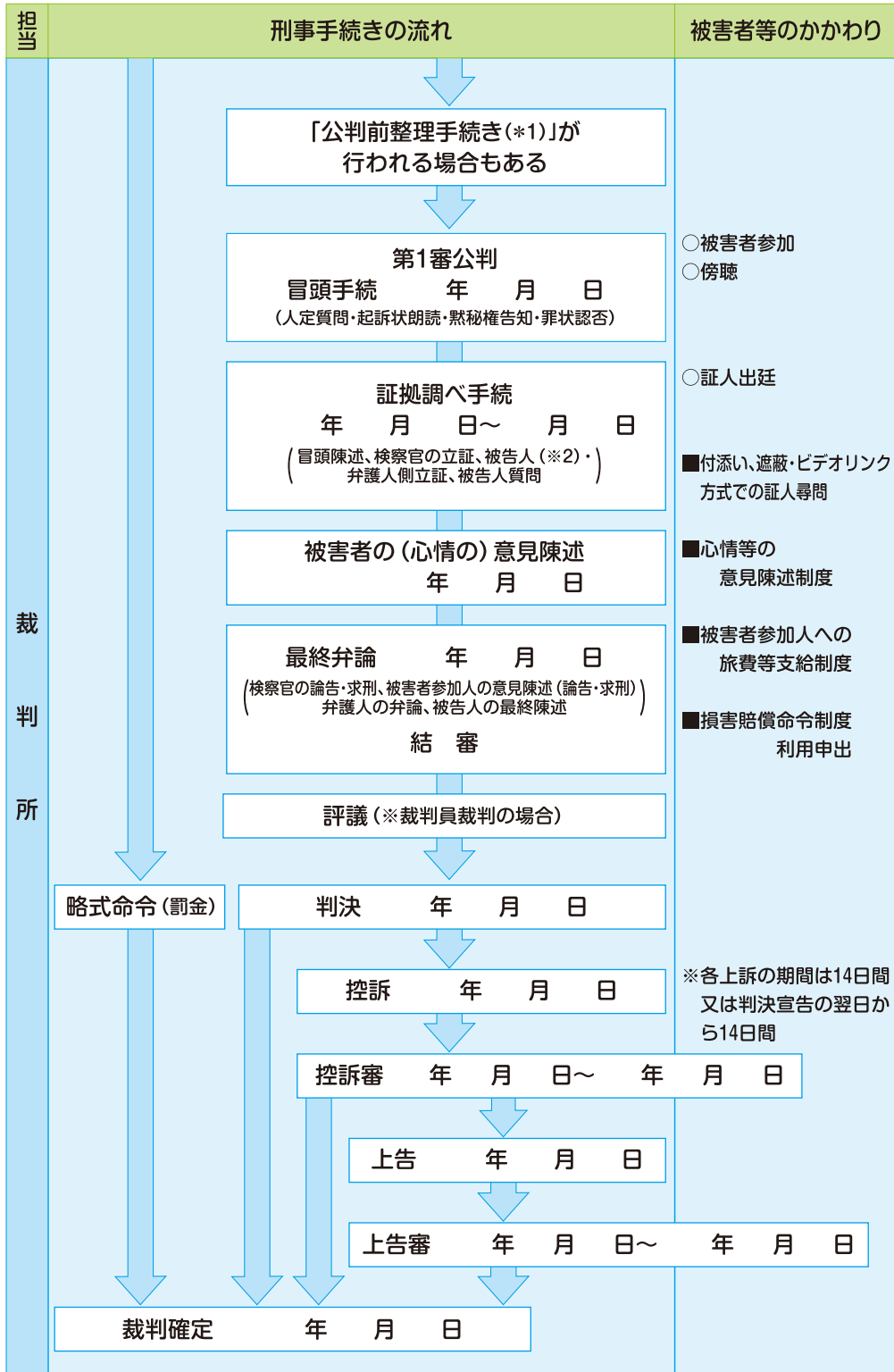
刑事手続とは、加害者を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、次の表は、主な刑事手続の流れと被害者等のかかわりをまとめたものです。手続が進んだ時には、日にちや矢印を書き込んでいきましょう。

なお、流れ・かかわりは一般的なもので、全ての事件・事故がこのとおりになるわけではありません。

1 刑事事件

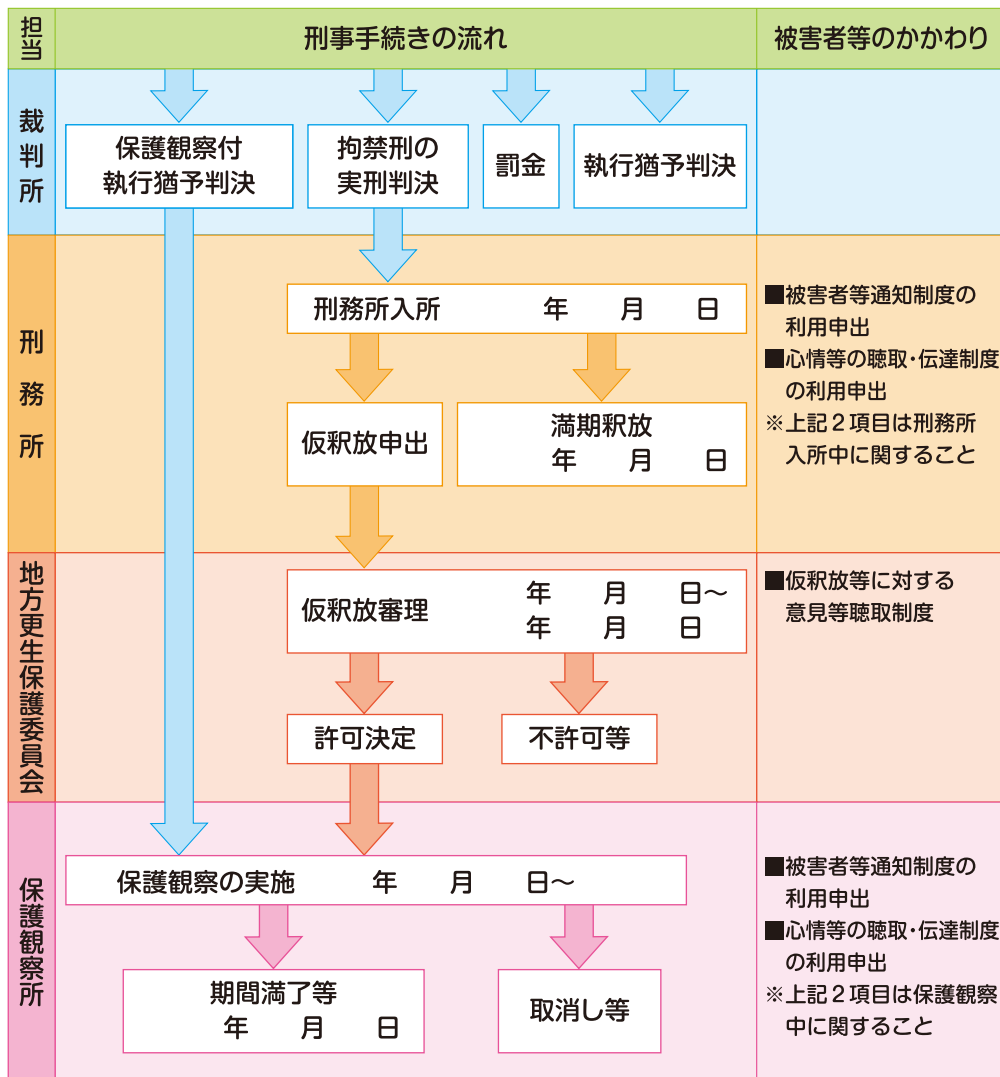


*法律上では、犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている加害者を「被疑者」と言います。



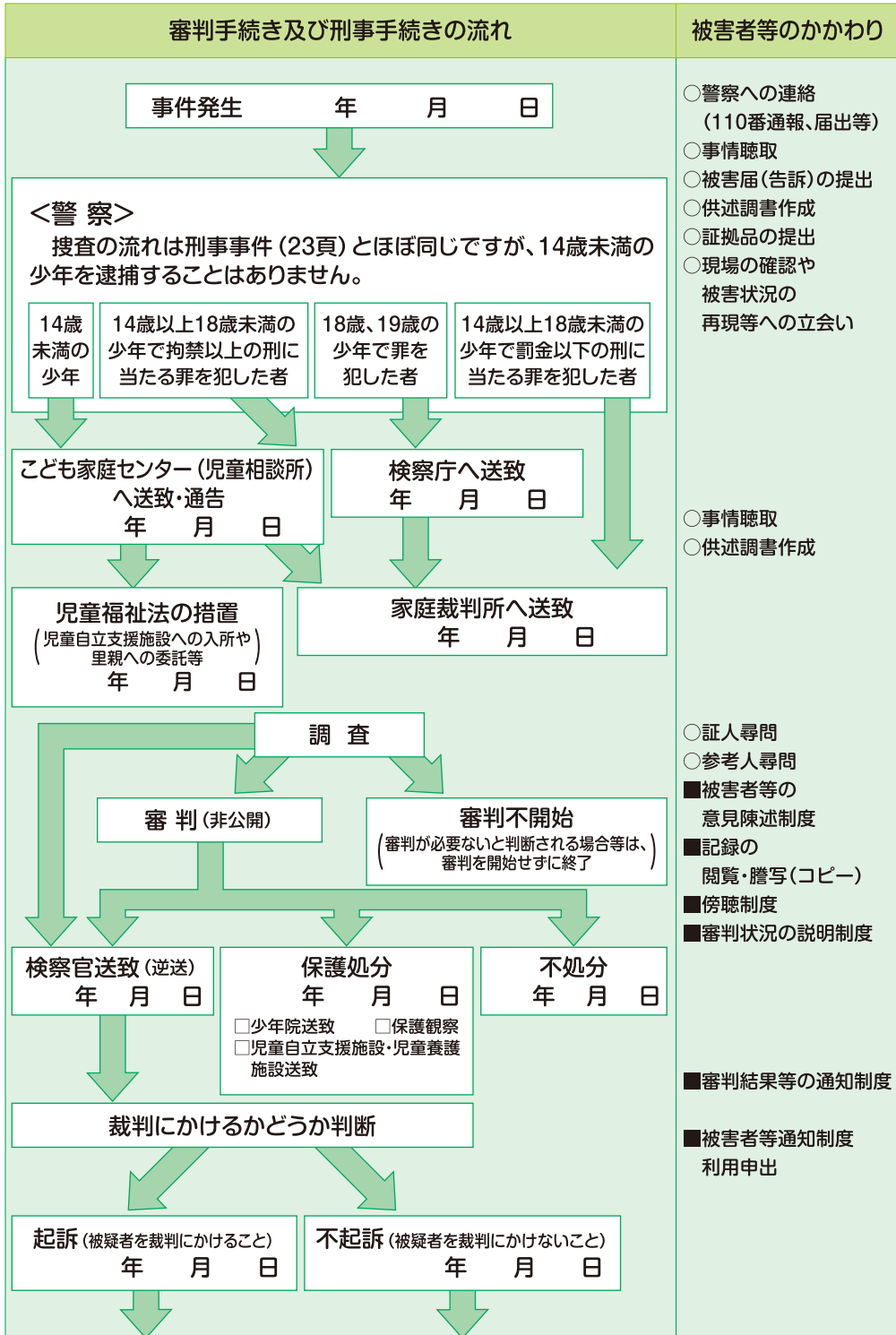
(*1) 公判前整理手続：裁判所、検察官、弁護人が初公判前に協議して審理計画を立てる手続。争点を明確にした上で、これを判断するための証拠を整理し、公判期日(裁判の開かれる日)が決められる。加害者本人が出頭する場合もある。非公開で行われ、裁判員裁判の場合は必ず行われる。

(*2) 法律上では、起訴された加害者を「被告人」と言います。



2 少年事件（加害者が20歳未満の者）

※次の図は少年法改正（令和4年4月1日）後のものです。改正前の流れは警察にご確認ください。



メモ

3 関係機関との記録

被害後は、警察、検察、弁護士、支援団体など、様々な機関と関わることになります。

それぞれの機関で、どの担当者とどのようなやり取りをしたのか記録を残しておきましょう。何度も同じ説明を求められると、自分が何をどう伝えたのかがあいまいになってきます。各機関からの説明だけでなく、こちらが伝えた内容についても記録しましょう。

受け取ったパンフレットや名刺などは、受け取った日付等を記載し、保管しておきましょう。

1 警察との記録

警察では、加害者を検挙して処罰するため、刑事手続上必要なことを聞かれたり、立会いを求められたりします。

具体的には次のようなことが行われます。

1) 事情聴取

担当の捜査員から被害状況などを詳しく聞かれます。

加害者や事実を明らかにするため、必要があって聞かれるものです。

女性（男性）警察官による聴取等を希望する場合は、遠慮なく申し出ましょう。

2) 証拠品の提出

加害者や事実を明らかにするため、被害時に着ていた服や持っていた物などの提出を求められることがあります。提出した証拠品は、捜査・公判上の必要がなくなれば返還されます。

3) 実況見分等への立会い

被害の現場等について確認を行う際の立会いや説明を求められることがあります。写真撮影や計測などを行うため、実況見分は時間を要する場合があります。

4) 解剖

事件・事故で当事者の方が亡くなった場合、ご遺体の解剖を行う場合があります。亡くなられた原因を明らかにするために必要な手続です。

警察との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

2 検察庁との記録

事件・事故が発生した場合、加害者を裁判にかけるかどうかを決定するのは検察官です。

警察に何度も事情を説明しているかもしれませんが、裁判を行うためには検察官に対しても丁寧に説明する必要があります。

被害者等が刑事裁判にかかわる手段として、次の3つが考えられます。

- 1 証人になる
- 2 心情等の意見陳述制度を使う（→詳しくは56頁へ）
- 3 被害者参加制度を使う（→詳しくは52、53頁へ）

事前に検察官から十分な説明を受けましょう。

そのほか、以下のことにも注意して確認をしておくといよいでしょう。

- 裁判に行けない日を伝える
- 証人として証言する場合の付添いやついたての利用
- 法廷で被害者の住所や氏名を読み上げないこと
- 傍聴席の優先的確保
- 遺影の持ち込みの可否
- 控え室の確保
- 駐車場の利用
- 裁判記録の閲覧・謄写（コピー）

■担当者

検察庁名	氏名	連絡先
検察庁(支部)	(捜査担当検事)	
	(捜査担当事務官)	
検察庁(支部)	(公判担当検事)	
	(公判担当事務官)	

■処分結果

日付	処分の内容
年 月 日()	<ul style="list-style-type: none"> ● 起訴(罪名) ● 不起訴() ● ()

検察庁との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

3 裁判所との記録

2000年（平成12年）に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律が制定され、以降、被害者も自分の気持ちに従って、刑事裁判への関わり方を選べるようになりました。

どのような方法で裁判に参加できるのか、以下に挙げています。

1) 証人として証言する

証人の証言は裁判において証拠として扱われます。

証人は聞かれたことに対してのみ答え、嘘を言えば偽証罪に問われます。

出廷時の精神的な負担を軽くするため、付添いやついで、ビデオリンク方式などの制度があります。

2) 被害者の意見陳述制度の利用

被害者が法廷で自分の気持ちを述べる制度です。ここでの意見は、後に量刑判断の材料になります。

※3) の被害者参加人が行う事実や法律の適用についての意見陳述と区別して「心情等の意見陳述」と言われています。

3) 被害者参加制度の利用

被害者参加制度の対象となる裁判では、裁判所の許可により被害者が「被害者参加人」として裁判に参加できます。（→詳しくは52, 53頁へ）

被害者参加制度は、弁護士（被害者参加弁護士）に委託して援助を受けることができます。経済的に余裕がない場合は、裁判所が選定し、国がその費用を負担する制度（被害者参加人のための国選弁護士制度）もあります。

参考：裁判所における犯罪被害者保護施策

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/index.html>

■第1審公判の記録

裁判所名： _____

裁判所 _____

日時・場所	内 容	備考 (該当に○)
年 月 日() : ~ : (号法廷)		・冒頭手続 ・証拠調べ ・その他 ()
年 月 日() : ~ : (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		・証拠調べ ・証人出廷 ・その他 ()
年 月 日() : ~ : (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		・証拠調べ ・証人出廷 ・その他 ()
年 月 日() : ~ : (号法廷)		・証拠調べ ・証人出廷 ・被害者の (心情の) 意見陳述 ・その他 ()
年 月 日() : ~ : (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		・被害者の (心情の) 意見陳述 ・最終弁論 ・結審 ・その他 ()
年 月 日() : ~ : (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ	<判決> _____	・判決 ・その他 ()

■()の記録

※控訴審・上告審の記録、損害賠償命令制度を利用した場合などの記録にご利用ください。

日時・場所	内 容	備考
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷)		
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		

■()の記録

※控訴審・上告審の記録、損害賠償命令制度を利用した場合などの記録にご利用ください。

日時・場所	内 容	備考
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷)		
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日() : ~ : (裁判所) (号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		

4 弁護士との記録

弁護士は、次のようなサポートができます。

- 警察や検察庁への被害届や告訴状の提出
- 報道機関への対応、折衝
- 加害者側弁護士との示談交渉
- 刑事裁判への被害者参加
- 損害賠償命令申立て
- 民事裁判の提起

「弁護士に何をしてもらいたいのか分からないのに相談してもいいの?」「弁護士に相談すると費用はいくらかかるの?」などと不安に思われるかもしれません。

下記の問い合わせ先では、弁護士の紹介や無料法律相談を行っています。どのような弁護士のサポートを受けられるのか一度ご相談ください。

なお、弁護士に依頼される場合の弁護士費用について、経済状況によっては各種費用援助制度を利用できる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

● 兵庫県弁護士会

(神戸) ☎ **078-341-8227**
月～金曜日 10:00～11:45、13:00～15:00
(姫路支部) ☎ **079-282-8458**
月～金曜日 9:00～17:00

※「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

● 日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル

☎ **0570-078374**

ナビダイヤルへは、IP電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。(☎ **03-6745-5600**) へおかけください。

(犯罪被害者支援ダイヤル) ☎ **0120-079-714**

月～金曜日 9:00～21:00
土曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)

● ひょうご被害者支援センター (無料法律相談のみ)

☎ **078-367-7833**

月・火・木・金 10:00～16:00 (祝日、8/12～8/16、12/28～1/4は除く)

5 加害者との記録

加害者やその家族、弁護士などが面会を求めてくる場合があります。会う、会わないはあなたの気持ち次第です。会いたくなければ会う必要はありません。

どうしたらよいか、対応に迷ったら、遠慮せず支援者や弁護士などに相談しましょう。

例えば……

- 1 葬儀への参列や香典、焼香の申し出があった。
- 2 相手方の弁護士などが示談を求めてきた。
- 3 「示談」の話を出さずに、お金を受け取ってほしいと言ってきた。

会うとしても、1対1での面会は避けましょう。

また、加害者や関係者の来訪で危険を感じたら、すぐに110番通報をしましょう。相手方の弁護士との対応に負担や不安を感じたら、弁護士に相談しましょう。

裁判後は、検察庁、保護観察所等の「被害者等通知制度」(→52頁、60頁)を利用すると、その後の加害者に関する情報の一部を知ることができます。

問い合わせ先

- 神戸地方検察庁 被害者支援担当 (被害者ホットライン)

☎078-367-6135

月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く)

- 近畿地方更生保護委員会 被害者専用電話番号

☎06-6949-0079

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)

- 神戸保護観察所 被害者専用番号

☎078-351-4020

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)

- 兵庫県弁護士会

(神戸) ☎078-341-8227

月～金曜日 10:00～11:45、13:00～15:00

(姫路支部) ☎079-282-8458

月～金曜日 9:00～17:00

※「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

- 日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル

☎0570-078374

ナビダイヤルへは、IP 電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。(☎03-6745-5600)へおかけください。

(犯罪被害者支援ダイヤル) ☎0120-079-714

月～金曜日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)

